

議案第72号

つくば市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和7年11月26日

つくば市長 五十嵐立青

つくば市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

つくば市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和7年つくば市条例第59号）の一部を次のように改正する。

第13条の見出し中「防止」を「禁止」に改め、同条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

児童福祉法の改正に伴い、当該改正箇所の条項を引用している条文があるため、この条例案を提出するものである。

つくば市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和7年つくば市条例第59号）新旧対照表

改正後	改正前
第1条—第12条（略） （虐待等の<u>禁止</u>） 第13条 乳児等通園支援事業者の職員は、利用乳幼児に対し、<u>法第33条の10第1項各号</u>に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 第14条（以下略）	第1条—第12条（略） （虐待等の<u>防止</u>） 第13条 乳児等通園支援事業者の職員は、利用乳幼児に対し、<u>法第33条の10各号</u> <u> </u>に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 第14条（以下略）

議案第 72 号

つくば乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する 基準を定める条例の一部を改正する条例についての 説明資料

つくば市こども部幼児保育課

○ 制定・改廃の経緯及び内容

児童福祉法の改正に伴い、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準において、当該改正箇所の条項を引用している条文があるため、改正を行うもの

○ 他自治体の状況等

各自治体 12 月議会での改正を予定

○ 上位計画又は関連計画等

特になし。

○ 根拠法令及び関係法令等

児童福祉法等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 29 号）第 1 条（令和 7 年 4 月 25 日公布・令和 7 年 10 月 1 日施行）

○ 条例の施行により予測される影響及び効果（算出できるものはコストを含む）

法改正の内容に沿った条例改正を行うことで、適切な事務執行に資する。